

魚津市告示第44号

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付要綱の一部
改正について

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付要綱（令和2年魚津市告示第134号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月22日

魚津市長 村椿 晃

第1条中「必要な」を「、必要な」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「令和元年度中の」を「直近の会計年度期間中の」に、「かかる」を「係る」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、同条に次の4号を加える。

(4) 鉄道運行経費 キロ当たり費用に補助対象期間の富山地方鉄道全線走行キロ数を乗じた額をいう。

(5) バス運行経費 キロ当たり費用に補助対象期間の補助対象バス路線走行キロ数を乗じた額をいう。

(6) 減収率 令和2年度中の各月ごとの収入の前年同月の収入に対する割合をいう。

(7) 単線換算キロ案分率 富山地方鉄道の全線路の延長に対する単線換算キロの割合をいう。

第5条の見出し中「等」を削り、同条第1項を次のとおり改める。

この補助金の補助対象経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象路線	補助対象経費	補助率
富山地方鉄道本線	鉄道運行経費に補助対象期間の平均減収率と単線換算キロ案分率を乗じた額	1 / 4
富山地方鉄道東蔵線及び黒沢・大沢線	バス運行経費の20分の11に補助対象期間の平均減収率を乗じた額	1 / 4

第6条第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同条に次の2号を加える。

- (2) 減収率が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第10条中「(様式第2号)を」を「(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 補助対象期間の富山地方鉄道全線走行キロ数が確認できる書類
- (2) 減収率が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第11条中「交付すべき」を削る。

第12条中「補助金の交付決定の内容、又は」を「、補助金の交付決定の内容又は」に改める。

第14条中「保存しておかなければ」を「保存しなければ」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

（事業者名）

（代表者名）

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付申請書

年度魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金の交付を、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 交付を受けようとする補助金の額 千円

2. 申請額の内訳

① 鉄道路線

キロ当たり 費用	全路線 走行キロ	減収率	単線換算 キロ案分率	補助割合	補助額
円/km	km	%	%	1 / 4	千円

② バス路線

キロ当たり 費用	全路線 走行キロ	補助対象 割合	減収率	補助割合	補助額
円/km	km	11/20	%	1 / 4	千円

魚津市長 あて

（事業者名）

（代表者名）

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金について、魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

1. 交付を受けようとする補助金の額 千円

2. 実績額の内訳

① 鉄道路線

キロ当たり 費用	全路線 走行キロ	減収率	単線換算 キロ案分率	補助割合	補助額
円/km	km	%	%	1 / 4	千円

② バス路線

キロ当たり 費用	全路線 走行キロ	補助対象 割合	減収率	補助割合	補助額
円/km	km	11/20	%	1 / 4	千円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。